

空き家対策に関するアンケート

令和2年 月 日

市町村名 川口市

部署名 住宅政策課空き家対策係

ご担当者名 _____

ご連絡先 048-229-7805(直通)

メールアドレス _____

①空き家対策を実施している中で、どのような課題・問題点がありますか？

- ・相続等で権利関係が複雑化し、空家等の解決が長期化している。
- ・固定資産税の特例を受けるため空家等のままにしている。
- ・土地建物の所有が異なる場合に、土地所有者に責任や義務を負わせないと解決できない案件が多い。

②現在どのような対策を実施していますか？また、今後実施する予定の対策はありますか？

- ・埼玉県「空き家相談窓口」など売却を含め専門的に相談できる窓口を紹介し、速やかに専門家に相談できる体制を整えている。また、既存住宅のストックを良質化し、空家等として放置されることの防止を目的として、住宅の耐震化等のための費用の一部に対する補助金の交付を行っている。
Ex) 既存建築物耐震診断補助金
既存建築物耐震改修等補助金
住宅改修資金助成金
- ・高齢者が亡くなったあとに居宅等が空き家となることを予防するため、家屋に関するリーフレットを作成、配布して啓発を行っている。
- ・空家等の多様な利活用を促進する制度として、「川口市空家利活用補助金」を設置し、NPO団体等が行う空家等の利活用のための工事費用の一部の補助を行っている。
- ・条件不利空家等に対する除却費用の補助として、「川口市空家除却補助金」を設置し、速やかな除却を促進している。
- ・所有者不明等の空家等の措置として、財産管理人制度を活用している。

別 紙

③宅建業者が空き家対策に協力できることはありますか？

接道不良の宅地の老朽空き家に対する除却補助金の利用を空き家所有者に勧めたところ、不動産業者から「住宅用地特例を受けるために解体しないほうがいい」というアドバイスを受けてそのままにすることにした、という事例が何件かあった。

その後は放置されたままとなっている。空き家問題の解決という視点も持ったうえで所有者へのアドバイスをお願いしたい。また、不良宅地は当該敷地単独では解決が困難である。隣地と一体利用を進める手助けや、民間によるミニ区画整理などの手法も検討していただきたい。

大変お忙しい中をご協力いただき、誠にありがとうございました。

※データでご提供いただけるものがございましたら、下記までご送付をお願い致します。

※いただいたアンケートの回答は本会のホームページに公開するほか、本会の会議において利用する以外の用途で利用することはございません。

提出期限：令和2年10月30日（金）

返信先：メール：imai@takuken.or.jp

FAX：048-811-1821

お問い合わせ先：048-811-1840

[事業推進課 今井]